地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の十一」を「第四十四条の三」に、「―第五十二条の二十三」を「・第五十二条の十九」に改める。

第六条の十四第二項中「、第百六十四条第七項（法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条の二十一第二項第一号中「の種別割」を削る。

第七条の二の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第十五号ロの政令で定めるもの）

第七条の三　法第二十三条第一項第十五号ロに規定する政令で定めるものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百十二条第二項の規定の適用を受けるものとする。

第七条の四の二第一項第一号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第七条の五第二項第一号中「の生徒」を「の学生又は生徒」に改める。

第七条の十三第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の十九第二項及び第四項中「第二百五十八条第四項第一号」を「第二百五十八条第五項第一号」に改める。

第八条の二の三中「前条の」を「第八条の二の二の」に、「第四十五条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項」に、「前条第一号」を「第八条の二の二第一号」に改め、同条を第八条の二の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第八条の二の三　法第四十五条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一　六十五歳以上の公的年金等受給者　百二十万円

二　六十五歳未満の公的年金等受給者　七十万円

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三中「第九項」を「第十項」に改める。

第九条の七第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第九条の八の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第五十三条第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第九条の十四（見出しを含む。）中「第七十一条の二十六第一項」を「第七十一条の二十五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利子割の清算の時期等）

第九条の十四の二　道府県は、法第七十一条の二十五第一項の規定により利子割の清算を行う場合には、毎年度二月に、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次条第一項において同じ。）に前条に規定する率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第三項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十一条の二十五第二項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額）を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2　前項に規定する他の道府県に係る額に相当する金額について、各年度に支払うことができなかつた金額があるとき、又は各年度において支払うべき金額を超えて支払つた金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3　第一項の規定により他の道府県に対して支払うべき額を支払つた後において、その支払つた額の算定に錯誤があつたため、支払つた額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第一項の規定を適用して他の道府県に対し支払うべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、他の道府県に対し支払うべき金額とする。

第九条の十五の見出し中「交付時期ごとの」を削り、同条第一項中「道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「法第七十一条の二十六第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付するものとされる利子割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額に第九条の十四に規定する率を乗じて得た額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の五分の三に相当する」に改め、「（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）」を削り、同項の表を削り、同条第二項中「各交付時期」を「利子割に係る交付金について、各年度」に、「当該交付時期」を「各年度」に、「次の交付時期」を「翌年度」に改め、同条第三項中「日以後に到来する交付時期」を「年度又はその翌年度」に改め、同条第四項中「に規定する各交付時期に」を「の規定を適用して」に、「額として同項の規定を適用して」を「額を」に、「当該交付時期に」を「各市町村に対し」に改める。

第九条の十九第一項の表八月の項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「七月」を「当該年度の七月」に改め、「。以下この表において同じ。」を削り、同表十二月の項中「八月」を「当該年度の八月」に改め、「収入額」の下に「（当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」を加え、同表三月の項中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、「収入額」の下に「（当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」を加え、同条第二項及び第四項中「に規定する各交付時期」を「の交付時期ごと」に改める。